

足利市低入札価格調査制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る競争入札について、落札者の決定等に関し必要な手続を定めることにより、当該契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱は、予定価格が50,000,000円以上の建設工事を競争入札に付する場合又は総合評価落札方式により建設工事を競争入札に付す場合について適用する。

ただし、足利市建設工事請負人等選考委員会において認める場合には、最低制限価格制度を適用することができる。

(調査基準価格)

第3条 市長は、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格(以下「入札価格」という。)によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の当該基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定めるものとする。

2 調査基準価格は、原則として予定価格算定の基礎となる請負対象金額のうち、次に掲げる額(円未満切り捨て)の合計額(ただし、その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じて得た額)から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の108を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額(ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9.

5を乗じて得た額)に10分の9.5を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(入札の執行)

第4条 市長は、開札において、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(以下「最低価格入札者」という。)の入札価格(以下「最低入札価格」という。)が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該最低価格入札者の落札を保留するものとする。

2 調査基準価格を定めた入札において、積算内訳書を提出しない者の入札は、無効とするものとする。

(基本調査の実施及び数値的判断基準)

第5条 前条第1項の規定により落札を保留した場合において、総務部長は、最低価格入札者が提出した積算内訳書の内容が、次の各号に適合するか否かを調査(以下「基本調査」という。)し、市長に報告するものとする。

(1) 直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費(建築工事及び設備工事にあつては10分の9.5を乗じて得た額)に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(2) 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(3) 現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(4) 一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(5) 最低入札価格が、次に掲げる額(円未満切り捨て)のアからエまでの合計額からオを減じ1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

ア 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額(建築工事及び設備工事にあつては10分の9.5を乗じて得た額)に10分の9.5を乗じて得た額

イ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

エ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額

オ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

2 総務部長は、前項の基本調査において積算内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合は、その旨を市長に報告するものとする。

3 市長は、基本調査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該最低価格入札者を失格とするものとする。

- (1) 第1項各号のいずれかに適合しない場合（ただし、第5号で算出した額が、調査基準価格に108分の100を乗じて得た額以上であるときは、第5号を除く。）
- (2) 積算内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合
(重点調査の実施)

第6条 第4条第1項の規定により落札を保留した場合において、市長は、最低価格入札者が前条第3項の規定により失格となった場合を除き、当該最低価格入札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、契約検査課長、工事担当課長等及び工事担当検査員（以下「調査職員」という。）に調査（以下「重点調査」という。）させるものとする。

2 重点調査を実施する場合における当該調査の主宰者は、契約検査課長とする。

3 重点調査は、次に掲げる事項を最低価格入札者から事情聴取することにより行うものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 手持工事の状況
- (3) 手持資材の状況
- (4) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (5) 手持機械の状況（台数等）
- (6) 労働者の具体的供給の見通し
- (7) 下請発注予定の有無とその工事内容及び概算金額
- (8) その他必要な事項

（落札者等の決定）

第7条 総務部長、工事担当課を所管する部長及び調査職員は、調査内容について審査した結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは最低価格入札者を落札者として決定し、そのおそれがあると認めるときは落札者とししないものとする。

2 前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合においては、予定価格の範囲内で最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）の入札者を落札者として決定するものとする。

3 前項の場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格について、第5条から前項までの規定を準用する。

4 総務部長は、審査の結果を市長に報告しなければならない。

(入札参加者への通知)

第8条 市長は、前条第4項の報告を受けたときは、入札参加者全員に対し、落札者等の決定について通知しなければならない。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日以降に執行する入札から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

当分の間、第3条第2項及び第5条第1項第5号の規定は、これに代えて次の規定を適用する。

第3条第2項

2 調査基準価格は、原則として予定価格算定の基礎となる請負対象金額のうち、次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8.9を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.9を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り

捨てた額に100分の108を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9.5を乗じて得た額）
- (2) 共通仮設費の額
- (3) 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の3.5を乗じて得た額

第5条第1項第5号

(5) 最低入札価格が、次に掲げる額（円未満切り捨て）のアからエまでの合計額からオを減じた額又はカからケまでの合計額のいずれか低い額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

ア 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額（建築工事及び設備工事にあっては10分の9.5を乗じて得た額）

イ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額

ウ 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

エ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の3.5を乗じて得た額

オ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

カ 予定価格算定の基礎となった直接工事費（建築工事及び設備工事にあっては10分の9.5を乗じて得た額）に10分の9.5を乗じて得た額

キ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ク 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

ケ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の3を乗じて得た額

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

当分の間、第3条第2項及び第5条第1項第5号の規定は、これに代えて次の規定を適用する。

第3条第2項

2 調査基準価格は、原則として予定価格算定の基礎となる請負対象金額のうち、次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の108を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9.5を乗じて得た額）
- (2) 共通仮設費の額
- (3) 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

第5条第1項第5号

(5) 最低入札価格が、次に掲げる額（円未満切り捨て）のアからエまでの合計額からオを減じた額又はカからケまでの合計額のいずれか低い額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

- ア 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額（建築工事及び設備工事にあつては10分の9.5を乗じて得た額）
- イ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額
- ウ 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額
- エ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額
- オ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額
- カ 予定価格算定の基礎となった直接工事費（建築工事及び設備工事にあつては10分の9.5を乗じて得た額）に10分の9.5を乗じて得た額
- キ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- ク 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額
- ケ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額